

東京都からの重要なお知らせです
令和4年度の実績報告様式をダウンロードして、御提出ください。

事務連絡

令和5年6月28日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)等 代表者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長

令和4年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

標記の件について、令和4年度（サービス提供月が令和4年4月から令和5年3月までの分）の実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象

令和4年度障害福祉サービス等処遇改善計画書を提出した全法人（事業所）

※令和4年度に、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算（以下、「加算」）の計画書を、東京都宛てに提出した法人(事業所)は、サービス提供が無く受け取った加算額が0円の場合及び廃止・休止した場合も提出が必須です。

※法人単位で計画書を提出している場合は、法人本部等へ実績報告提出のご連絡をお願いします。

※令和4年度に計画書を提出していない法人につきましては、実績報告書の提出は不要です。

2 報告単位

令和4年度に計画書を提出した単位ごと

（法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位）

3 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードし、使用してください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-055>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善加算等に係る様式類」

→「令和4年度実績報告（処遇改善加算等）」

4 提出方法

原則、以下の提出フォームから提出をお願いいたします。（上記ホームページからもアクセス可）

【令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告書提出フォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1687143767375>

提出先は、東京都障害者サービス情報に掲載している「提出先・問合せ先」もご確認ください。

※提出フォームでは、必ず送信まで行ってください。

※送信したデータが都に到達した場合、入力したメールアドレス宛に到達確認メールが送信されます。到達確認メールが届かない場合、受付が適切に処理されていない可能性があります。
※到達確認メールには到達番号が記載されます。照会時等に必要になりますので、必ずお控えください。
※来庁されての持込は受け付けておりません。

5 提出期限 **厳守**

令和5年7月31日（月曜日）24時 必着

6 問合せ先

実績報告書の書き方については、以下のフォームから問合せください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1686712588841>

※東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）の担当者から、順番にお電話かメールで回答します。

※本フォームは、令和5年7月23日（日曜日）23:59 まで有効です。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。（フォーム有効期限までのお電話によるお問合せには、対応いたしかねます。）

7 **重要** 留意事項

（1）実績報告書を提出いただけない場合について

実績報告書を提出いただけない場合、加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、**全額返還**となる場合がありますのでご注意ください。

（2）実績報告書を提出後に差し替える場合の対応について

差替書類を提出する場合も、提出フォームから提出をお願いいたします。なお、ファイル名の先頭に【再提出】や【差替え】等の文言を追加してご提出いただくようお願い致します。

（3）「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」について

東京都では、東京都社会保険労務士会に委託し、令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業を実施しています。社会保険労務士が加算の新規取得や、より上位の区分の取得に向けた指導・助言・書類作成補助等を電話又は訪問にて実施しております。

加算の制度等に関する動画も東京都社会保険労務士会ホームページにて配信中ですので、是非御視聴ください。

（4）メールアドレス登録のお願い

今後も、加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの連絡は、メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただき、原則個別の郵送対応は行いません。

つきましては、東京都へのメールアドレスの登録に御協力をお願いいたします。登録については、各サービスの指定所管部署まで問合せください。

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）
電話：03-5320-4230